

VI 生活支援

資料 33 流山市災害見舞金支給規則

昭和 50 年 12 月 15 日

規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、本市の区域内において地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水その他の異常な自然現象又は火事（以下「災害」という。）により被害を受け、生活に支障が生じた場合において、当該被害を受けた者に対し予算の範囲内で災害見舞金を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般世帯 準世帯以外の世帯をいう。
 - (2) 準世帯 会社又は学校その他の者から供与を受けて寮又はアパートその他の家屋に居住する単身者の世帯をいう。
- 2 この規則において、一の住戸に複数の世帯が居住している場合の世帯の捉え方は、当該複数の世帯を 1 世帯として数えるものとする。

(受給資格者)

第 3 条 災害見舞金の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、市内に存する居住の用に供する建物が災害により被害を受けた当時、当該建物に居住し、及び本市の住民基本台帳に記録されている一般世帯又は準世帯の世帯主とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、災害の発生が同項の世帯の世帯員の故意によるものであるときは、当該世帯の世帯主は、受給資格者となることができない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、受給資格者である一般世帯の世帯主が死亡した場合は、当該世帯の世帯員の代表者が第 5 項の申請をすることができるものとする。

(災害見舞金の支給の対象とする被害の態様及び額)

第 4 条 災害見舞金の支給の対象とする被害の態様及び当該被害に対する災害見舞金の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、同表に定める被害の複数に該当する場合は、災害見舞金の支給額の多い被害を支給対象とし、その他の被害については支給の対象としない。

- 2 前項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた区域内の災害については、災害見舞金は交付しない。

(申請)

第 5 条 災害見舞金の支給を受けようとする者は、災害の発生の日から 30 日以内に流山市災害見舞金支給申請書（別記第 1 号様式）にり災証明書を添付して市長に申請しなければならない。ただし、市長は必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

(支給の決定等)

第6条 前条の規定による申請があったときは、市長は、遅滞なくその内容を審査し、支給の可否を決定し、当該申請に係る者に流山市災害見舞金支給決定（申請却下）通知書（別記第2号様式）により通知するとともに、速やかに災害見舞金を支給しなければならない。ただし、市長は必要があると認めるときは、決定を保留することができる。

(決定の取消し)

第7条 市長は、災害見舞金の支給を決定した後において、次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、災害見舞金の支給の決定を取り消すことができる。

- (1) 災害の発生原因が故意であること。
- (2) 申請の内容が事実と相違すること。
- (3) 災害救助法が適用される区域内の災害が災害見舞金の支給事由であること。

(災害見舞金の返還)

第8条 前条の規定により災害見舞金の支給の決定を取り消した場合において、既に災害見舞金が支給されているときは、市長は、期限を定めて、当該災害見舞金の返還を命ずるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の流山市災害見舞金交付規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の発生に係る災害について適用し、施行日前の発生に係る災害については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年10月22日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の流山市災害見舞金交付規則の規定は、昭和57年9月1日から適用する。

附 則（昭和57年11月1日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月1日規則第13号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規定により調製された申請書、届出書その他の書類が残存している場合は、当分の間、所要の調製をして使用することができる。

附 則 (平成 22 年 3 月 26 日規則第 17 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 7 月 6 日規則第 35 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 11 月 8 日規則第 43 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の流山市災害見舞金交付規則の規定によりなされた災害見舞金の交付申請手続は、この規則による改正後の流山市災害見舞金支給規則の相当規定によりなされた手続とみなす。

(流山市財務規則の一部改正)

- 3 流山市財務規則 (昭和 61 年流山市規則第 12 号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表 (第 3 条第 1 項)

被害の態様		災害見舞金の額	
		一般世帯	準世帯
焼失	全焼	30,000	20,000
	半焼	20,000	10,000
損壊	全壊	30,000	20,000
	半壊	20,000	10,000
浸水	床上浸水	30,000	20,000

備考

- 1 全焼

家屋の焼失損害額が火災前の家屋の評価額の 70 パーセント以上の程度に達したもの又は 70 パーセント未満の程度のものであって家屋の残存部分に補修を加えて再使用することが困難であるものをいう。

2 半焼

家屋の焼失損害額が火災前の家屋の評価額の 20 パーセント以上 70 パーセント未満の程度のものであって、全焼でないものをいう。

3 全壊

家屋の損壊若しくは流失した部分の床面積がその家屋の延床面積の 70 パーセント以上の程度に達したもの又は家屋の主要構造部の損壊若しくは流失による損害額がその家屋の評価額の 50 パーセント以上の程度に達したものをいう。

4 半壊

家屋の損壊若しくは流失した部分の床面積がその家屋の延床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満の程度のも又は家屋の主要構造部の損壊若しくは流失による損害額がその家屋の評価額の 20 パーセント以上 50 パーセント未満の程度のもをいう。

5 床上浸水

家屋の浸水がその家屋の主要部分の床上以上の程度に達したもの又は家屋が土砂若しくは竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。

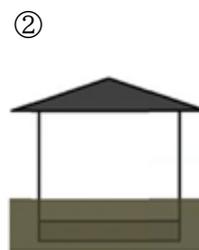
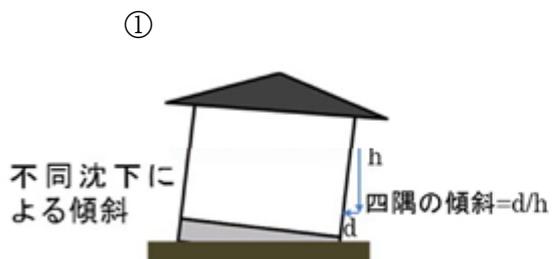
《様式 1 流山市災害見舞金支給申請書》

《様式 2 流山市災害見舞金支給決定(申請却下)通知書》

資料 34 住家被害程度の認定基準（地盤に係る被害等）

表 住家被害程度の認定基準（地盤に係る被害等）

被害の区分	傾斜による判定※下図① 基礎と柱が一体的に傾く（不同沈下の場合）	住家の基礎等の滑り込み による判定※下図②
全壊	$1/20 \leq$ 四隅の傾斜の平均	床上 1m まで
大規模半壊	$1/60 \leq$ 四隅の傾斜の平均 $< 1/20$	床まで
半壊	$1/100 \leq$ 四隅の傾斜の平均 $< 1/60$	基礎の天端下 25cm まで



※平成 23 年 5 月 2 日事務連絡「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」を指す
 出典：内閣府ホームページ 災害に係る住家の被害認定：

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/nyou.html>

資料 35 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償

令和 5 年度災害救助基準

令和 5 年 6 月 16 日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日あたり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所での避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。		法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨の公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与 (法第 4 条第 2 項)	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6,775,000 円以内 ○ 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から 20 日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 福祉仮設住宅を設置できる。 4 供与期間は、2 年以内

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借り上げ、提供	1 費用は家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は、2年以内 (建設型応急住宅と同様)
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
	冬	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円
	冬	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…市要した薬剤、治療材料、医療器具破損などの実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内で分べんした者であって災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	災害発生の日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日(72時間)以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	1 住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 (大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊(全壊は、修理することで居住することが可能な場合))	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分 1 世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限の部分の修理)	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された火災にあっては、6ヶ月以内)	各世帯ごとの基準額とする。
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水に学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	○教科書 ○教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材 ○正規の授業で使用している教材実費 ○文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品及びその他の学用品) 15日以内	入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外)	中学校生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,200 円		
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12 歳以上) 219,100 円以内 小人 (12 歳未満) 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	1 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 2 被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る。
死体の搜索	行方不明の状態あり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理 (埋葬を除く。) をする。	(洗浄、縫合、消毒等) 1 体当たり 3,500 円以内 (一時保存) ○既存施設借上費 通常の実費 ○既存施設以外 1 体当たり 5,500 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	半壊 (焼) 又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺 (居室、炊事場、玄関等) に土石、竹木等の障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市長村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる。
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第 4 条第 1 項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第 4 条第 2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
				<ul style="list-style-type: none"> ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び貸借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 36 応急救助の種類と実施者一覧表

救助の種類		実施期間	実施者
収容施設の供給	避難所	7日以内	市町村長
	応急仮設住宅	20日以内に着工	知事（住宅課）
炊出しその他による食品の供与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の供与	7日以内	市町村長
	飲料水の供給	7日以内	市町村長
被服、寝具等の供（貸）与		10日以内	市町村長
医療及び助産	医療	14日以内	知事（救護班：日赤）
	助産	分べん日から7日以内	知事（救護班：日赤）
災害にかかった者の救出		3日以内	市町村長
住宅の応急修理		1か月以内完了	市町村長
学用品の供与		教科書1か月以内 文房具15日以内	市町村長
埋 葬		10日以内	市町村長
応急救助のための輸送費		当該救助の実施が認められる期間以内	市町村長
応急救助のための賃金職員等雇上費		当該救助の実施が認められる期間以内	市町村長
遺 体 の 捜 索		10日以内	市町村長
遺 体 の 処 理		10日以内	知事（救護班：日赤）
障 害 物 の 除 去		10日以内完了	市町村長

注) 特に必要があると認めるときは、知事の実施する救助の種類についても、市町村長に委任することがある。(災害救助法第30条)

資料 37 激甚災害指定基準

※ 昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように定めている。

(激甚災害指定基準 昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定
改正 平成二十八年二月九日)

激甚災害指定基準 1

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法 2 章（公共 土木施設災害復旧 事業等に関する特 別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収 入総額 × 0.5% (B 基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収 入総額 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 都道府県分の負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当 該年度の標準税収入額 × 25% (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当 該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 5%
激甚法 5 条（農地 等の災害復旧事業 等に係る補助の特 別措置）	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5% (B 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15% かつ次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度 の農業所得推定額 × 4% (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10 億円
激甚法 6 条（農林 水産業共同利用施 設災害復旧事業費 の補助特例）	次の(1)及び(2)の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見 込額が 5,000 万円以下と認められる場合は除く。 (1) 激甚法 5 条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 1.5% であ ることにより激甚法 8 条の措置が適用される激甚災害

激甚災害指定基準 2

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>激甚法 8 条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その災害の態様から次の基準によりがたいと認められる場合は、災害の発生のおと被害の実情に応じて個別に考慮。</p> <p>(A 基準) $\text{農業被害見込額} > \text{当該年度の全国農業所得推定額} \times 0.5\%$</p> <p>(B 基準) $\text{農業被害見込額} > \text{当該年度の全国農業所得推定額} \times 0.15\%$ かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの 一の都道府県内の当該被害に係る特別被害農業者数 $>$ 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 $\times 0.5\%$</p>
<p>激甚法 11 条の 2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、A B とも林業被害見積額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p> <p>(A 基準) $\text{林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）} > \text{当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額} \times 5\%$</p> <p>(B 基準) $\text{林業被害見込額} > \text{当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額} \times 1.5\%$ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額 $>$ 当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額 $\times 60\%$ (2) 一の都道府県内の林業被害見込額 $>$ 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 $\times 1\%$</p>

激甚災害指定基準 3

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>激甚法 12 条、13 条、15 条（中小企業信用保険法による災害関係保障の特例等）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 0.2%</p> <p>(B 基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の該当被害に係る中小企業関係被害額 > 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2%</p> <p>(2) 一の都道府県内の該当被害に係る中小企業関係被害額 > 1,400 億円</p> <p>ただし、火災の場合又は中小企業関係被害額の割合は、被害の実状に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法 22 条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準) 被災地全域滅失住宅戸数 > 4,000 戸</p> <p>(B 基準) 次の(1)、(2)のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 一市町村の区域内で 200 戸以上</p> <p>イ 一市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上</p> <p>(2) 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 一市町村の区域内で 400 戸以上</p> <p>イ 一市町村の区域内の住宅戸数の 2 割以上</p> <p>ただし、(1)(2)とも火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>

激甚災害指定基準 4

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	(1) 激甚法第 2 章の措置が適用される災害 (2) 法第 5 条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害のつど被害の実情に応じ個別に考慮

資料 38 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議が次のような基準を定めている。

(局地激甚災害指定基準 昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定
改正 平成二十八年二月九日)

局地激甚災害指定基準 1

適用すべき措置	局地激甚災害とされる被害の程度
<p>1 激甚法第 3 条第 1 項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第 4 条第 5 項に規定する地方公共団体以外のもので設置した施設に係るものについて激甚法第 2 章の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第 24 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の措置</p>	<p>1 公共施設災害関係</p> <p>当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号～第 14 号の事業）の査定事業費の額 > 当該市町村の当該年度の標準税収入 × 50% に該当する市町村（当該査定事業費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害。</p> <p>ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。</p>
<p>1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第 5 条、第 6 条の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に架かる地方債について激甚法第 24 条第 2 項～第 4 項までの措置</p>	<p>2 農地、農業施設等災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第 5 条第 1 項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額 > 当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額 × 10% に該当する市町村（当該経費の額が 1,000 万円未満のものは除外。）が 1 以上ある災害。</p> <p>ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。</p>

局地激甚災害指定基準 2

適用すべき措置	局地激甚災害とされる被害の程度
<p>右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する森林災害復旧事業にかかる激甚法第 11 条の 2 の措置</p>	<p>3 林業災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るもの。以下同）＞当該市町村の生産林業所得（木材生産部門）の推定額の 1.5 倍（ただし、林業被害見込額＜当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×0.05% の場合を除く。）</p> <p>かつ、大火による被害にあつては要復旧見込面積がおおむね 300ha、その他の災害にあつては当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの。）のおおむね 25%を越える市町村が 1 以上ある災害</p>
<p>右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第 12 条、第 13 条及び第 15 条の措置</p>	<p>4 中小企業施設災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10%（ただし、被害額が 1,000 万円未満を除く。）に該当する市町村が 1 以上ある災害。ただし、当該被害額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。</p>

